

番号：160147

国名：ベトナム

担当：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：新卒看護師のための臨床研修制度強化プロジェクト（ベースライン調査企画立案/実施監理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ベースライン調査企画立案/実施監理
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年5月下旬から2016年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内1. 00M/M、現地1. 40M/M、合計2. 40M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1回現地業務期間	第2回現地業務期間
10日	14日	14日
第1回国内業務期間	第3回現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2016年5月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016 年 5 月 20 日(金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	18点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	保健分野に係る社会調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムでは、保健人材が不足しており、看護師・助産師が人口1万人に対し11.4人と日本の約10分の1に留まっている(日本は人口1万人に対し114.9人、WHO World Health Statistics 2014)。かかる状況の下、2011年に施行された「治療と診断に関する法律」において、看護師の登録と免許の取得が制度化され、教育課程を終えた看護師は医療機関での9ヶ月の卒後臨床研修を修了した後、保健省あるいは省保健局に免許を申請し取得することが義務付けられた。また、2012年にベトナム看護協会(Vietnam Nurses Association、以下「VNA」)が発行した「ベトナム看護師のための基本的コンピテンシースタンダード」によると、①看護ケアの実践②看護・管理と専門性の発展③法的・倫理的枠組みに基づいた看護実践が、看護師に求められる資質として挙げられた。

しかし、看護学校が2年課程、3年課程(短大)、4年課程(大学)と多種にわたるため、教育課程修了時の新卒看護師の知識や技術のレベルは一定でない。また、前述のスタンダードに基づいた標準的な卒後臨床研修の内容やカリキュラム等が未だ設定されていないため、研修先の医療機関ごとに研修期間が9か月や12か月と、質・量ともに内容の大きく異なる研修が実施されている。そのため、卒後臨床研修を修了し看護師免許を取得しても、その看護師の能力や質は客観的に保証されていない。こうした課題解決のため、標準卒後臨床研修の整備による新卒看護師育成の仕組み及び質の強化を目指し、本プロジェクトを2016年5月から2020年4月まで実施予定である。カウンターパート(C/P)機関は保健省科学技術訓練局(以下、「ASTT」とする)を全体の事業運営の中心とし、協力機関を保健省医療サービス局(以下、MOHとする)、ベトナム看護協会(以下、「VNA」とする)とし、将来的な全国展開を見据え、パイロット省は北部・中部・南部から代表的な省を選出したほか、国立バックマイ病院もパイロットサイトとした(4省+1市)。長期専門家は3名(チーフアドバイザー/看護行政、看護教育、業務調整/研修監理)を2016年5月から派遣予定となっている。

本専門家は、①本プロジェクトによって導入される新卒看護師向けの卒後臨床研修のカリキュラム策定および実施体制検討にあたり必要な情報収集、ならびに②プロジェクトの介入効果測定のために比較検証可能なベースラインデータを計測することの2点を目的に実施するベースライン調査の企画立案、ローカルコンサルタントを活用した実施を監理するために配置するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ベースライン調査企画立案/実施監理として、2016年5月より長期派遣予定のチーフアドバイザー/看護行政専門家の監督の下、看護教育専門家、業務調整専門家と協力しながら、ベースライン調査の全体デザイン、本プロジェクトが調達するローカルコンサルタントを活用した調査実施及び調査全体のマネジメント、データ収集サポート、分析、結果取りまとめ及び報告を行う。調査手法は Cluster-RCT、DID、 Propensity Score Matching のいずれかを、統計ソフトについては SPSS を活用することを想定するが、予算や調査機関等を鑑み最適なものを採用することとする。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年5月下旬～6月上旬)

- ① 本プロジェクトの報告書等 (詳細計画策定結果及び収集資料、事前評価表等)、過去の JICA 類似案件報告書等をレビューする。
- ② 当該分野の先行調査・研究等 (特に看護人材の専門知識・技術やコンピテンシー計測法) を検索・入手しレビューする。
- ③ ①②を踏まえ、ベースライン調査全体のデザイン案及び現地派遣期間中のワークプランを作成する。その際、本プロジェクトで導入予定の標準卒後臨床研修カリキュラム策定と研修実施に必要なデータ、並びにプロジェクト介入後の効果測定に必要なデータという双方の視点に留意する (調査項目の一例としては、各医療機関における卒後臨床研修の実態 (研修体制 (予算、教材、指導者の数等)、研修内容、看護師の実践能力、研修評価方法、保健局への報告内容等) を想定)。
- ④ ③のデザイン案をもとに、プロジェクト専門家及び JICA 人間開発部と調査方針 (調査対象標本抽出、インタビュー・観察項目、調査手順、分析等) を検討し、調査デザインを決定する。
- ⑤ ①から④を踏まえ調査内容を整理し、ワークプラン (和文・英文) を作成、JICA 人間開発部ならびにプロジェクト専門家に提出し、監督職員に説明する。

(2) 第1回現地派遣期間 (2016年6月中旬～下旬)

- ① 現地業務開始時に JICA ベトナム事務所ならびにプロジェクト専門家にワークプランを説明し、業務計画の確認と調整を行う。
- ② 保健省科学技術訓練局 (ASTT) にワークプランを説明し、適切な調査手法・調査内容・分析方法を協議し決定する。
- ③ ①②を踏まえ、必要に応じてワークプラン (調査概要含む) の加筆・修正を行う。
- ④ ③のワークプランを基に、JICA ベトナム事務所の支援のもと本プロジェクトが実施するローカルコンサルタント調達を支援 (TOR 作成、入札関連の資料整備、プロポーザル審査等の支援を想定) する。
- ⑤ ベースライン調査実施のために必要となるベトナム保健省倫理委員会の審査に向けた申請書類作成を支援する。
- ⑥ 第1回現地派遣期間の業務進捗をプロジェクト専門家、カウンターパート、JICA ベトナム事務所並びに JICA 人間開発部に報告する。

(3) 第2回現地派遣期間 (2016年7月下旬～8月中旬)

- ① ローカルコンサルタントに対し、ワークプランに基づき調査手法の伝達、トレーニングを実施する。
- ② プロジェクト専門家及びローカルコンサルタントと共に、一部調査を実施する。

- ③ ベースライン調査進捗を適宜プロジェクト専門家、カウンターパート、JICA ベトナム事務所並びに JICA 人間開発部に報告する。

(4) 第1回国内作業期間(2016年9月中旬)

- ① ベースライン調査が順調に進捗しているかメールやTV会議等を活用しながら監督し、適宜助言を行う。
- ② ベースライン調査で収集されたデータを基に、データ分析を進める。
- ③ ベースライン調査進捗を適宜プロジェクト専門家、カウンターパート、JICA ベトナム事務所並びに JICA 人間開発部に報告する。

(5) 第3回現地派遣期間(2016年10月上旬～中旬)

- ① ローカルコンサルタントによる現地調査結果を集約し、プロジェクト専門家、JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所と検討する。
- ② ①の結果をプロジェクト関係者に共有し、標準卒後臨床研修カリキュラムの策定に向けた方向性につき協議する(ワークショップでの報告)。
- ③ ベースライン調査進捗結果報告書(英文)を作成・提出する。

(6) 帰国後整理期間(2016年10月下旬)

- ① 現地業務結果報告書最終版(和文)を作成する。
- ② プロジェクト終了年に予定されているエンドライン調査実施にも適用するベースライン調査プロトコル等(データセット含む)を取りまとめ、JICA 人間開発部に提出する。
- ③ 活動実績及び成果等を専門家業務完了報告書(和文)にまとめ、JICA 人間開発部に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

(1) ワークプラン

○和文3部 (JICA ベトナム事務所、JICA 人間開発部、新卒看護師のための臨床研修制度強化プロジェクト)

○英文6部 (ASTT、MSA、VNA、JICA ベトナム事務所、JICA 人間開発部、新卒看護師のための臨床研修制度強化プロジェクト)

(2) 現地業務結果報告書(現地調査結果概要報告会資料を添付すること)

○和文3部 (JICA ベトナム事務所、JICA 人間開発部、新卒看護師のための臨床研修制度強化プロジェクト)

○英文6部 (ASTT、MSA、VNA、JICA ベトナム事務所、JICA 人間開発部、新卒看護師のための臨床研修制度強化プロジェクト)

(3) ベースライン調査プロトコル(エンドライン調査引継用)(和文または英文)

(4) 専門家業務完了報告書(和文)

上記(1)～(2)については、簡易製本並びに電子データ、(3)～(4)は電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、成田-ハノイあるいは羽田-ハノイを標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、前後の業務との関係上2016年6月12日～6月25日、7月31日～8月13日、10月2日～10月15日を予定していますが、ローカルコンサルタントの調達状況等により変動の可能性があります。現地への渡航回数は3回とし、6月中旬以前の渡航及び指定した現地業務M/Mを下回る業務日程の提案は原則として認めません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。（全員2016年5月より派遣予定）

- (ア) チーフアドバイザー/看護行政（長期派遣専門家）
- (イ) 看護教育（長期派遣専門家）
- (ウ) 業務調整/研修監理（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- (ア) 空港送迎：あり
- (イ) 宿舎手配：あり
- (ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- (エ) 通訳傭上：なし
- (オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- (カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する関連文書を、当機構人間開発部保健第二グループ保健第三チーム（TEL:03-5226-8357）にて閲覧可能とします。

- ① 詳細計画策定調査「報告書」
- ② 事前評価表

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②安全管理について、現地での活動においては、JICA安全管理措置を遵守いただくとともに、JICA総務部安全管理室、JICA現地事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じる必要があります。
- ③業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を実施願います。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかにご相談下さい。

以上